

宛名	会員 各位
要件	能登半島北部地震への対応について この用紙を含め 1枚



## 通信文

能登半島北部地震被害施設への高齢協の対応は次のとおりです。

### 1 被害施設への職員派遣について

職員派遣は、全国老施協 DWAT に登録している職員から行います。現状では近畿ブロックの老施協を中心に DWAT を組織して派遣されますが、被害が長期化することも考えられ、県高齢協からの派遣もあると思います。その際には、登録している DWAT の方にご連絡します。

### 2 災害見舞金について

災害見舞金については、被害施設が県外施設となることから県高齢協「災害見舞金に関する規程」第5条に基づき正副会長で見舞金額を決定し石川県老施協に送ります。

### 3 義援金について

義援金活動は、全国老施協が実施する予定ですので、この仕組みを活用して参ります。

### 4 県からの支援要請について

厚労省から県を通じて高齢協に対し被災地への派遣依頼がありましたら、会員に対して派遣要員の募集を行います。

なお、この周知文は全国老施協の資料とともに高齢協ホームページの新着情報に掲載します。

送信元 一般社団法人神奈川県高齢者福祉施設協議会  
事務局 天池 電話 045-311-8745 FAX 045-311-8768  
E-mail : k-amk@kanagawa-koureilyo.or.jp